

第九管区海上保安本部 公示 第58号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年10月26日

第九管区海上保安本部長

渡邊 保範



金沢港の水路測量

- 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 国土交通省北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所
住 所 石川県金沢市大野町4-2-1

名 称 第九管区海上保安本部
住 所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1
- 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 金沢港（付図に示すとおり）
期 間 令和3年11月1日から11月10日までのうち2日間
- 水路測量の実施方法
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。
- 航行船舶に対する安全措置
作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）
第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



